

陳情第 18 号

流山市議会運営の一部改善（改定）を求める陳情書

（趣旨）

令和元年（平成 31 年）より発生した新型コロナウイルス感染症に伴う有事の際の議会傍聴者への最低限度の配慮及び障がい者に対する弱者への配慮に関しての陳情書。

（項目）

- 1 議会運営の立場目線から、傍聴者、障がい者の目線に寄り添った感覚を持ってください。
- 2 各「傍聴規則」の重要性を正しく理解して下さい。
- 3 各議会、委員会への傍聴手続きの簡素化に向けての構築をしてください。

（例として）

傍聴者の手続きは 1 枚の用紙に各記載項目を並べて該当項目に記入又は○、レを記入する

※出来るだけ、簡素に又、障がい者に対する「思いやり精神」をもって私くしみたいに目が悪く日々進行して行く者にとっては真にありがたい限りです。（弱者の目線に立って、その手続きを構築するのも皆様（当局及び「紙 1 枚も無駄にしない」議員）のお仕事と確信しておりますよ。）

最後に…

議会への傍聴は市民 1 人 1 人の権利である為に市民の「チェック機関」の義務であることを皆様も正しく認識していただくと共に我れ我れ傍聴者が流山市の市政、栄政について安心で楽しく、拝見出来る様お願い申し上げます。

令和 4 年 5 月 23 日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二 様